

背景

- 高等教育の修学支援新制度における多子世帯の子等の数は、生計維持者の子供の数により判定。
- 令和7年度税制改正において、所得控除に「特定親族特別控除」が創設されたことにより、生計維持者の子供の要件となる子の年収基準が、
19～22歳の場合：123万円 → 160万円（※）に引き上げられた。
（18歳以下の場合：123万円）
- 判定は12月31日時点で行われるため、
4月から12月までの生まれ（遅生まれ）の学生と1月から3月までの生まれ（早生まれ）の学生では、同じ学年にもかかわらず、年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ、その場合、
早生まれの学生については、年収123万円を超えた場合、子供の数に含まれないため、
遅生まれの学生と比べて、多子世帯の子供のカウントの判定において不利になる場合が生じる。

改正内容

子供の数の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利になることがないよう、早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げる

適用日

令和8年10月1日（令和8年度後期分の判定から適用）